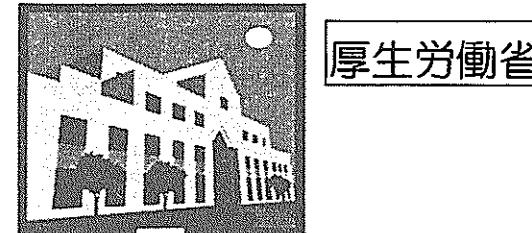


訪問看護推進支援モデル事業

県内で広域に24時間の訪問看護が実施できるよう、訪問看護推進協議会において、ALS等人工呼吸器を装着している患者等に対する訪問看護、レスパイトを必要とする家族に対する滞在型看護を行っている訪問看護ステーションを指定し、モデル事業を実施する。

訪問看護推進協議会は、それぞれの地域における訪問看護計画を立て、調整等を行う。



厚生労働省

補助金

